

◇主な意見と大阪府の考え方

(1)「保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進」に関すること

No	項目	ご意見・ご提言の概要	件数	大阪府の考え方
1	保育所整備	「保育所の利用希望が減っている」とするのは問題があります。ニーズ調査の結果では現在保育所を利用しているのは47.2%で今後利用したい施設について保育所43.3%と減ってはいますが、やはり利用希望の1位は保育所、2位は幼稚園、3位は幼稚園＋預かり保育、4位に認定こども園です。認可保育所へのニーズが高いことをしっかり捉え、大阪府の総合計画に認可保育所の建設や増改築を入れてください。	16	大阪府の子ども総合計画では、府内市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた教育・保育の量の見込み及びその提供体制を集計したものとされており、保育の実施主体である市町村は、保育を必要とする児童を保育するため、保育所に加え、認定こども園・小規模保育等も含めた提供体制を確保することが義務づけられています。府内市町村の提供体制の確保に向け、安心こども基金を活用した保育所整備等をはじめ、「待機児童解消加速化プラン」の「緊急プロジェクト」等を活用する市町村を、支援していきます。
2	保育所整備	本体計画の図21「保護者の施設等の利用希望」は、保育所が43.3%でトップとなっていました。それにもかかわらず、具体的な事業計画になると、認定こども園の数値目標が高くなっていました。認定こども園では、児童福祉法第2項にいちづけられており、保護者との直接契約となります。市町村の保育実施義務を持たない施設を容易に増やすのではなく、ニーズの高い認可保育所の増設や増改築を府の総合計画の中に入れてください。	2	
3	保育所整備	保育を必要とするすべての子どもが入所し、より良い保育施設を整備して下さい。待機児童をなくしてほしい。	25	
4	保育所整備	待機児の解消は、企業参入や地域型保育事業に頼らず、公の責任で行って下さい。	2	
5	保育所整備	虐待を受けている等愛情が注がれない子どもが増える中で、午前中の一定時間だけ教育を行う認定こども園が増えれば、集団に入れない等落ちこぼれとなってしまうかもしれません。保育所ならば子どものいる時間すべてが教育の時間です。その子に合わせて教育を行うこともできます。本体計画の子どもや保護者の現状に対応できる認可保育所を増やすことが大事だと思います。	1	
6	保育所整備	現在、認可外の施設には様々な制約があります(園庭がなかったり、面積がギリギリ等)。子ども達がいきいきと生活できることが、母親が働き続ける条件です。安易に認可外を新制度に乗せるのではなく、市町村が認可保育所を創設できるよう府としての補助を希望します	1	
7	保育所整備	働かないと生活できないのに、子どもを預けられないというのは悪循環。そういった現状を改善してほしい。	2	
8	保育所整備	安心して働くためには、まず第一にしっかりと安心して預けることのできる保育園があることが前提です。大阪府が責任を持って、十分な認可保育所の建設や増改築を行ってください。	1	
9	保育所整備	意識の高い保護者は自分で探して預け先を見つけますが、直接契約のこども園や小規模保育では、経済状態がよくない保護者等、生活が苦しい保護者が、受け皿からこぼれていく可能性があるかと思います。児童福祉法24条1項に基づき、認可保育所を増やすことで、受け皿を増やしてほしいと思います。	1	
10	保育料	保育料の値上げ反対。どんな計画にするにしても保育料の値上げしないでください。	4	
11	保育料	事業計画P18その他子育てを支援する取り組みの推進について、保育料の負担軽減のための具体的な取り組みを入れてください。	5	

12	民営化	待機児がたくさんいる中で、公立保育所、幼稚園の休止、民営化はしないでください。	2	
13	民営化	私の母、私、娘の3代保育一筋に働いてきました。保育の流れはいつの時代も子ども・保育所や保育園・保育士・行政は結びついています。未来の国づくりは未来の子どもたちに託されています。「保育所・幼稚園が多すぎるから民営化したら25億円もうかる」と言うのではなく、公的な基準が命を守ることをしっかりと考えていただきたいと思います。(JR北海道の事故が物語っています)大阪の保育所、幼稚園は日本の保育をリードしてきました。民営化になると日本の保育はつぶれます。	1	公立保育所・幼稚園のあり方につきましては、地域の実情に応じて、保育・教育の実施主体である市町村により、適切に判断されるべきものと考えています。
14	人材確保	P57事業計画「幼児教育・保育・子育て支援に関する人材確保及び資質の向上について」、今、保育現場では保育士不足です。期限付きの職員や、病欠・休職対応のアルバイト、パートなど、募集しても人が来ません。それは仕事、責任の重さに比べ給与が低いからです。今の給料でも、仕事、責任の重さに見合わないため、やめて行く人も後を絶ちません。人材を獲得するためには、何より職員の処遇改善が必要です。子どもの命と安全を守るためにも、資格を持たない「子育て支援員」などの活用ではなく、有資格者が働き続けられる労働環境、給与などの処遇改善を計画にもりこんで下さい。	6	z
15	人材確保	ただ子どもを預かるのではなく、豊かな保育生活を過ごせるように、正規の保育士の人数を確保してほしいです。また予算を減らさないようにしてほしいです。先生が少ないと、保育の幅が限られます。保育士を増やして、充実した保育の提供をお願いします。	3	子ども・子育て支援新制度における施設型給付(保育所、幼稚園、認定こども園)の公定価格において、保育所の保育士等の職員給与の改善や3歳児の職員配置改善(20:1→15:1)がなされます。また、国制度を活用し、保育士確保に向けた取り組みを実施します。
16	人材確保	保育士不足の為、十分な保育ができない現状が多く、1人1人を見ることができていないように感じ、保育士の数を増やしてほしい。	8	
17	職員の処遇改善	必要な人材を確保するためには、職員の処遇改善が何より必要です。保育はこどもの命を預かる専門職です。資格を持たない「子育て支援員」の活用ではなく、有資格者が働き続けられる職場環境、給与等の面での処遇改善も計画に盛り込んでください	35	子ども・子育て支援新制度における施設型給付(保育所、幼稚園、認定こども園)の公定価格において、保育所の保育士等の職員給与の改善や3歳児の職員配置改善(20:1→15:1)がなされます。こちらについて、事業計画において記載しています。
18	職員の処遇改善	5. 教育・保育・子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上 人材を確保するために希望する支援が職員の処遇改善が60%を超えている実態や、離職せず働き続けるための支援で最も求められていることが、労働条件、給与、処遇改善であるという結果からも、職員の処遇改善に真っ先に取り組むべきです。安定した給与の保障をするだけで働き続ける職員は増えて、意欲が向上すると思っています。働き続けることが専門性の向上につながっていきます。というのは、教育・保育は経験がとても大切で、いろいろな経験を科学にして、教育・保育にかえていくことが質の向上につながっていきます。総合計画でも掲げている研修を受けれる体制を確保し、職員相互の協力連携、集团的討議をすることで、より質が高まっていきます。そのことを是非具体化していけるよう、職員の給与をあげて、労働時間を短縮し、事務量を軽減できるように、人員を増加する大阪府の独自の助成制度をつくって下さい。	4	子ども・子育て支援新制度における施設型給付(保育所、幼稚園、認定こども園)の公定価格において、保育所の保育士等の職員給与の改善や3歳児の職員配置改善(20:1→15:1)がなされます。また、国制度を活用し、保育士確保に向けた取り組みを実施します。
19	職員の処遇改善	保育士確保調査では8割をこえる保育所から府に対して職員の処遇改善が希望されています。必要な人材を確保する為にも処遇改善は必要です。子どもたちにより良い環境を作る為にも必要です。資格を持たない子育て支援員の活用ではなく、有資格者が働き続けられる職場環境、給与など処遇改善を計画に盛り込んでください。	15	子ども・子育て支援新制度における施設型給付(保育所、幼稚園、認定こども園)の公定価格において、保育所の保育士等の職員給与の改善や3歳児の職員配置改善(20:1→15:1)がなされます。こちらについて、事業計画において記載しています。
20	職員の処遇改善	制度だけが1人歩きしていると思う。労働者の立場をもっと理解してほしい。	1	子ども・子育て支援新制度における施設型給付(保育所、幼稚園、認定こども園)の公定価格において、保育所の保育士等の職員給与の改善や3歳児の職員配置改善(20:1→15:1)がなされます。また、国制度を活用し、保育士確保に向けた取り組みを実施します。

21	保育認定	ある市では、保育短時間認定の就労下限時間が、月96時間(国基準より高い)となっています。10年間のうちに改善することになっているそうですが、いつ改善するかも示されず見通しが立ちません。府内で格差が出ないよう配慮・指導をお願いいたします。	2	保護者の支給認定の基準につきましては、地域の実情に応じて、保育・教育の実施主体である市町村の判断により、適切に設定されるべきものと考えています。
22	地域子育て支援拠点	地域子育て支援拠点事業の充実が求められている。場の提供だけではなく、参加する親子に遊びの提供や遊び方の援助ができるよう必要な施策(人材費補助や研修など)を計画に入れほしい。	1	地域子育て支援拠点事業については、遊びを含め親子での交流や参加者同士の交流を促進し、そのなかで子育て等に関する相談や援助等を行っています。また、当該事業については国及び府から事業を実施する市町村に対し、人件費を含めた運営費を補助しています。今後とも、当該事業の充実を図ってまいります。
23	認定こども園の運営方法	認定こども園において、多くの子どもたちが施設を使うと、特に運動会などの大イベントでは、のびのびと活動できないのではないかと。保育所は保育所で、幼稚園は幼稚園での生活や活動(あそび)、教育が充分行えるようにしてほしい。	1	認定こども園等の認可等に当たっては、一定の面積基準を確保のうえ、行っております。今後とも、施設において子どもたちにとって良好な環境が確保されるよう、適切な基準に基づく認可等を行ってまいります。
24	教育・保育施設における事故に関する専門部会設置	子ども・子育て支援新制度の実施にあたり、教育・保育施設で起きた死亡事故などの重体事故等に関して検証するための専門部会を設置してほしい。	6	子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村や家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされています。このため、国においては、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を設け、「重大事故の情報の集約のあり方について」、「集約した情報の公表、分析・フィードバックのあり方について」、「事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方について」の3つの論点で検討を行っているところです。府としては、国の検討の経過を注視し、事故防止が図られるよう努めます。
25	保育制度の見直し	子どもたちの命を守ることを第一に、保育制度を見直してほしい。	1	
26	本体計画 図16の修正	なぜ棒グラフなのか。例えば、H25年度においては、保育所児童数が幼稚園児童数の約3倍以上かのように誤解を招くので、修正してほしい。	1	ご指摘を踏まえ、グラフの上部分だけを拡大し表示していることが分かるように修正いたします。
27	認定こども園の周知	子ども・子育て支援新制度への移行に関して、細かい情報提供等による認定こども園の移行の円滑化、だけでは足りない。子ども総合計画においては、認定こども園の優位性、便利さを保護者に周知する意識をもった表現とし、就労の有無に関わらず、すべての親子に喜んでもらえる施設整備を進めることで、子育て先進都市としての大阪府をアピールできる。	1	認定こども園を含むすべての施設において、各施設の特性に応じた教育・保育を実施していただけるよう情報提供や支援に努めてまいります。また、就労の有無に関わらず、すべての方に喜んでいただけるよう、施設整備等に努めてまいります。
28	保育その他	兄弟(姉妹)が同じ保育園に入れるような環境を整えてほしい。	1	保育が必要な子どもの保護者からの利用希望に対する利用調整につきましては、地域の実情に応じて、保育・教育の実施主体である市町村の判断により、適切に行われるべきものと考えています。
29	保育その他	発達を保障した環境を整えてほしい。	1	
30	保育その他	保護者が安心して預けられる制度にしてほしい。	1	保育所に関する施策や発達支援に関する施策等、様々な子育て支援施策を推進していくことで、保護者が安心して、お子様を預けられるようなまちづくりの実現に努めてまいります。

(2)「子どもの居場所づくり」に関すること

No	項目	ご意見・ご提言の概要	件数	大阪府の考え方
1	放課後等の子どもの居場所づくり	<p>・子どもの放課後の問題につきましては、体験・交流活動のニーズも一定あるかもしれませんが、一般的には、「安心・安全なあそび場確保」や「安心できる地域づくり」が優先課題となっています。</p> <p>「教育コミュニティづくり」だけでなく、「地域コミュニティづくり」を推進する事業を行い、子ども達が放課後や学校休業日に安心して地域生活が営めるような事業の充実を計画して下さい。</p> <p>障がいのある児童の放課後保障につきまして、放課後デイサービスによる療育支援のみの計画になっています。しかし、障がい児やその保護者のニーズは多くの場合、学童保育(放課後児童クラブ)への利用保障の充実です。</p> <p>学童保育(放課後児童クラブ)における障がい児の受け入れ推進のための事業計画を行い、①6年生(または中学生)までの受け入れ整備の充実、②障がい児に関する入所要件の見直しの推進(保護者の就労を要件とせず、障がい児自身の豊かな生活と発達の保障という観点からの入所を認める)、③障がい児受け入れ充実のための職員加配の支援等を推進する事業を実施してください。</p> <p>また、すべての支援学校に学童保育(放課後児童クラブ)を設置してください。</p>	10	<p>放課後児童クラブでは、障がいの有無にかかわらず、すべての児童に対し支援を充実する考えであり、障がい児の放課後児童クラブへの受入れについては、今後も国庫補助制度等に基づき受入が促進されるよう、市町村を支援してまいります。</p>
2	放課後等の子どもの居場所づくり	<p>就労支援の子どもクラブに、障がい児が来る場合は、その児童の発達状況や集団での過ごし方等、特別の支援をすることで他児と同等の受入れができます。社会的な責務として、支援の体制の法的充実を願います。</p> <p>障がいのある児童の放課後をデイサービスによる支援しか計画されていないのはいかがなものでしょうか。うちの子どもも現在障がいを持っており、学童保育を利用させていただいています。専門の知識を持った指導員の方がいて安心していきます。他の障がいを持っている児童の保護者の多くは学童保育のでの放課後を望んでいます。事業計画に、学童保育における障がい児の受け入れを明記してください。</p>	2	<p>障がい児の受入について、事業計画19-(2)「子どもの居場所づくり」に追記し、放課後児童クラブでは、障がいの有無にかかわらず、すべての児童に対し支援を充実する考えであり、障がい児の放課後児童クラブへの受入れについては、今後も国庫補助制度等に基づき受入が促進されるよう、市町村を支援してまいります。</p>
3	放課後等の子どもの居場所づくり	<p>小学生の放課後の過ごし方について重要視されにくい傾向にあることが常々気になっています。こどもに関わる仕事を長くつづけてきた者ですが、幼稚園や保育所で大人に守られた環境からすこしステップアップして小学校の時代は自ら考えて行動し失敗と成功を繰り返しながら人間性を豊かに確立していく重要な時期を、しっかりと遊びきることができるよう放課後の施策をもっと議論するべきだと感じました。</p> <p>遊びは頭を使わなければいけないので脳を成長させ、仲間を作りながら遊ぶにはコミュニケーション力が育つし、いろいろな経験をつむことで危険回避能力をはぐくみ、なによりストレス減少で心を解放することができるなど子どもの心身が豊かに育つ総合学習だと考えなくてはならない時期にきています。</p> <p>放課後に学習やプログラムの提供をするのは子ども達にとって負担になることと、自由に遊べる大切な時間を奪うことにならないかと危惧しています。</p> <p>私の経験上、しっかり遊べる子どもは集中力が高く、生活力や自律力にも問題がありません。逆に勉強ばかりに偏っている子どもや家庭の子どもは自分で考えて行動することやコミュニケーション力に不安さを感じている傾向がよくみられます。</p> <p>学力向上を目指すのであれば、勉強を詰め込めばいいと大人の考えをおしつけるのではなく遊びの経験を充実させることが重要という考えをもっと大人が知ることが必要だと考えます。</p> <p>生活の場として築いてきている放課後児童クラブなどはもっと充実させなければいけないです。また、公園や集える施設などの場所の確保や充実を真剣に取り組まないと、鬱憤の溜まったままの子どもが大人になり、問題行動にでる状態につながると考えます。</p> <p>子ども中心に据えた政策を心よりおねがいします。</p>	1	<p>放課後児童クラブは、放課後における子どもの生活の場を提供し、子どもたちの健全育成を支援しています。遊びを含め様々な体験をする中で、子どもが健やかに発達できるよう、放課後の居場所の充実に努めます。</p>
4	放課後等の子どもの居場所づくり 教育・保育を行う者の資質向上 放課後児童クラブ指導員資質向上のための研修事業について	<p>学童保育指導員(放課後児童支援員)は専門的な知識を必要とし、資質を向上するための研修は極めて重要な事業です。この研修事業は、学童保育指導員として必要な資質を十分に理解している法人(財団法人大阪保育運動センター)に委託して実施してください。</p>	1	<p>委託先選定については、関係法規等の規定に従い実施する予定です。</p>

5	就学後の子育て支援の充実	<p>事業計画の重点施策15 就学後の子育て支援の充実の部分ですが、放課後子ども総合プランにおける「一体型」については、議論・検証とも不十分です。 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例において、専用区画を設ける要件がある背景には、児童クラブの児童にとっての専用区画は生活の場であるからです。 その生活の場である児童クラブを利用する子どもたちの生活する権利を守るものか、また、児童クラブとしての機能を「一体化」において疑問があります。 ですので、「事業の内容」の1、2における「一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子ども教室の計画的な整備」の部分の「一体型を中心とした」をなくしてください。</p> <p>「一体化を進めるとありますが、本来全ての児童が安心して過ごせる場所を提供することと、親が働きに出ているため家庭の代わりに過ごす場所が必要な子どもの過ごす場所の位置づけは異なるものと考えます。よって、安易な「一体化」への移行をしないでください。 全児童対象の子ども教室と就労支援の子どもクラブでは、事業の目的が異なり、そこに来る児童も、前者は自由に帰ったりできるが、後者は決められた時間までの保育が必要です。それぞれの事業の目的に沿って充実していくとして、安易な一体化は乱暴すぎると思います。</p> <p>一体推進はやめて下さい。両事業は目的が違う中、一体化させるのは予算(お金)のことしか考えていない。子どもたちのことを考えてください。</p>	26	放課後子ども総合プランで示されているように、「一体型」として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要と考えております。 放課後子ども教室で行われる地域の方々のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できることが「一体型」です。
6	就学後の子育て支援の充実	<p>事業計画の重点施策15に記載の、視点Ⅰ「小1の壁」の解消に関しまして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の多くは放課後児童クラブの待機児童です。障がい児の入所が困難な実態も多くあります。また、「新制度」では放課後児童クラブの質の向上が目指されたところです。 <p>視点Ⅱすべての児童の安心安全な活動・居場所の確保に関しまして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後施策は「人材育成」ではなく「子どもの権利・発達を保障する」視点で整備されるべきです。 ・「放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準」は、子どもの安心、安全の視点で設定され、1つの単位はおおむね40人までとされました。同じ学校内で全ての児童を対象に一体的な放課後施策を実施した場合、適正規模の生活、活動の保障が困難になることは明らかですし、特別な支援の必要な児童にとっては負担が大きすぎます。また、「一体型」に集約してしまえば居場所の多様性や、生の地域文化に触れる経験が十分に確保できません。 ・視点Ⅰには、待機児童の解消は、「放課後児童クラブの整備拡充」を進めること、待機児童解消だけではなく、放課後児童クラブの質の確保ができるよう府として推進していくことを入れてください。 ・視点Ⅱでは、「時代を担う人材育成」のためではなく、「一人ひとりの子どもの権利・発達保障」の観点から放課後施策を考えてください。 ・「放課後児童クラブ・放課後子ども教室の計画的な整備」は「一体型を中心」ではなく、「それぞれの事業の計画的な整備」としてください。 <p>事業の内容1につきまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援の必要な児童の放課後児童クラブにおける受入拡充を入れてください。 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準にもとづく放課後児童クラブの質の向上を入れてください。 <p>事業の内容2につきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一体型を中心とすると居場所をなくす障がい児がいるので一体型の推進はやめてください。 ・子どもの居場所づくりは、「人材育成の観点」ではなく「子どもの権利・発達保障の視点」で行ってください。 ・児童が安心して過ごせる安全な地域づくりを進めてください。 ・すべての児童を視野に入れた多様な放課後施策の展開を計画してください。 <p>事業の内容3につきまして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村で問題点を相談できる窓口を設置してください。 ・市町村における放課後児童クラブの状況を把握し、省令(条例)違反がないか、指導してください。 <p>5年後の大阪府の姿につきまして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章冒頭は、「放課後児童クラブの整備拡充により待機児童が解消され」としてください。 ・放課後児童クラブの質の向上を追加してください。 <p>全体を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子ども総合プラン」や「一体型」は議論・検討不十分です。記載する場合はそれらについて議論・検討をすすめるにとどめてください。 ・地域の意見が尊重されるよう、府の計画において「一体型を中心」とする計画策定はやめてください。 	5	就労後の子育て支援の充実につきましては、障がいの有無にかかわらずすべての児童の放課後活動が充実されるよう、放課後児童クラブをはじめとした事業について、実施主体である市町村を適切に支援してまいります。 「一体型」につきましては、NO. 5)に対する「大阪府の考え方」をご参照ください。
7	就学後の子育て支援の充実	事業計画の重点施策15に記載の、一体型の放課後子ども総合プランとは、放課後児童クラブと放課後子ども教室とをそれぞれ別事業として運営し、放課後子ども教室が企画した「共通プログラム」に放課後児童クラブの子ども達が参加できるようにした事業です。この放課後子ども総合プランの基本趣旨(運営体制)を各市町村が堅守するよう、説明及び通達してください。	1	放課後子ども総合プランについては、これまでも市町村担当者説明会を開催するなど周知徹底に努めてきたところですが、これからも引き続き実施してまいります。

8	就学後の子育て支援の充実	放課後子ども総合プランにおける「一体型」については、議論・検証とも不十分です。子どもの最善の利益を守るものか疑問があります。学童保育の保護者や指導員からもたくさんの不安や反対の声が聞かれます。事業内容1、2における「一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子ども教室の計画的な整備」の項目は、「放課後児童クラブの計画的な整備」、「地域の実情にあわせた放課後子ども教室の整備」としてください。また、一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室について記載する場合は、慎重な議論・検討を行うとしてください。	6	府としては、放課後子ども総合プランを推進する方針であり、府内において円滑な取組促進が図られるよう、市町村と検討してまいります。
9	就学後の子育て支援の充実	計画的な整備の中に、ソフト・ハード面の実施目標を具体的に設けて毎年評価すると明文化してほしい。	2	府としては、実施主体である市町村が計画的な整備を行えるよう、適切に支援してまいります。
10	就学後の子育て支援の充実	学童保育の民営化は反対です。	1	府として、放課後児童クラブの民営化を進めるものではありません。
11	障がい児の居場所づくり	障がい児の居場所づくりについても計画にきっちり入れてください。	1	ご指摘の居場所づくりについては重要と認識しています。本体計画の取組項目19-(2)「放課後等の子供の居場所づくり」の中に、障がいのある児童への居場所づくりの推進について、追記いたしました。

意見数(合計) 56

その他ご意見

No	項目	ご意見・ご提言の概要	件数	大阪府の考え方
1	若者、ひとり親の就労・自立促進	非正規雇用の若者や子育て世代が増えている。ひとり親の貧困率は、働いていても上がっている。若者やひとり親が、正規雇用で働けるようにするための具体的施策を計画に記載してほしい。 <関係箇所> 事業計画の取組項目2-(1) 若者への就職支援の強化 事業計画の取組項目10-(1) ひとり親家庭等の自立支援	1	大阪府では、若者をはじめ、働きたい人が安定した雇用に結びつくよう、OSAKAしごとフィールドにおいてカウンセリングやセミナー等を実施するなど、きめ細やかな就職支援に努めております。また、府内の高等職業技術専門校や民間教育訓練機関(委託)において、職業訓練を実施し、求職者のスキルアップに取り組んでおります。 これらの取組みについては、事業計画に記載しております。 また、ひとり親家庭等が子育てをしながら、安定した就業につき、自立した生活を送ることができるよう、企業等への働きかけや環境の整備など総合的な取り組みを推進することが重要であり、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取り組みを通じて、事業主に対して雇用について協力の要請を行い、企業からの求人の確保に努めるとともに、ハローワークとも連携し、各種助成金制度の紹介やその活用を促すなど、安定雇用に向けた取り組みを推進することとしております。なお、大阪府子ども総合計画と関連性の高い「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」において同様の記載をしております。
2	地域のつながりづくり	虐待から子どもを守ることにあわせて地域でつながりあって子育てができる環境づくりを考えてほしい。	1	子育て中の親の孤立や不安感の増大等に対応するため、地域での子育て支援拠点など、機能充実のため市町村を支援し、地域の子育て支援の機能の充実に努めてまいります。このことは、事業計画の重点施策にも記載し、今後取り組んでまいります。
3	面会交流支援事業	ひとり親家庭の児童の権利擁護等のため、面会交流支援事業を実施してほしい。	1	面会交流については、子どもの成長にとって重要なものであり、これをスムーズかつ継続的に行うことができるよう、適切な助言や情報提供等支援を行う相談体制の整備を進めることとしております。なお、大阪府子ども総合計画と関連性の高い「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」において同様の記載をしております。
4	離婚前の養育プラン作成支援	ひとり親家庭の児童の権利擁護、子どもの貧困等防止のため、離婚検討中の夫婦に対し、離婚後の養育プラン作成を支援する事業を実施してほしい。	1	市町村や子ども家庭センターで母子・父子自立支援員が実施する相談において、離婚に際して養育費の確保や、面会交流を行うための手続等について、適切な助言や情報提供等支援ができるよう研修等により相談機能を強化することとしております。なお、大阪府子ども総合計画と関連性の高い「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」において同様の記載をしております。
5	親学(FAITプログラムや婚育))	ひとり親家庭の増加等防止のため、FAITプログラム(離婚が子どもに与える影響等について理解するためのプログラム)や結婚教育(「幼少期」から「成熟期(晩年)」までの9ステージに分け、各時期のポイントを考えるもの)などの事業を重点施策として実施してほしい。	1	ご意見の趣旨は、今後の対策を検討する上で、参考とさせていただきます。なお、離婚が子どもに与える影響等について理解を深め、離婚前離婚後の家庭を適切な支援につなげるため、母子・父子自立支援員等に対し、ご意見にかかる内容をテーマとした研修等を実施し、相談機能の充実に努めているところです。
6	受動喫煙防止対策	・子どもたちの健康のため、保育・教育施設・敷地内及び施設外の催しにおける全面禁煙の徹底・遵守 ・受動喫煙防止条例の制定が必要 ・飲食店・サービス業界等に対し、受動喫煙による健康リスク明示の義務付けが必要	1	健康増進法第25条において、多数の者が利用する施設の管理者は受動喫煙防止に関する措置を講ずるよう求められています。また、大阪府では平成26年3月に「大阪府受動喫煙の防止に関するガイドライン」を策定し、基本理念である「受動喫煙のない社会」の実現をめざしており、国に対しても法的規制の強化など要望しているところです。 子ども総合計画においても、「子育てを支援する取り組みの推進」に関する具体策として、受動喫煙防止の推進を位置付け、公共性の高い施設において全面禁煙を推進し、民間施設については、たばこによる健康影響に関する啓発を行うとともに、事業者の自主的な判断を尊重しつつ、受動喫煙防止対策を推進してまいります。